

第31回 定時株主総会 招集ご通知

日時 2023年4月27日（木曜日）
午前10時

場所 神奈川県横浜市西区
みなとみらい二丁目2番1号
横浜ランドマークタワー25階
バンケットルームB

新型コロナウイルスに関するお知らせ
本株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。
また、本株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合もありますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

目次

第31回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 取締役7名選任の件	
第3号議案 監査役3名選任の件	
第4号議案 補欠監査役1名選任の件	
第5号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する業績条件型譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件	

議決権行使期限

2023年4月26日（水曜日）
午後6時まで

株式会社ネオジャパン

証券コード：3921

証券コード 3921
2023年4月10日
(電子提供措置の開始日2023年4月5日)

株主各位

横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号
横浜ランドマークタワー10階
株式会社ネオジャパン
代表取締役社長 齋藤 晶 議

第31回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第31回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第31回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト (<https://www.neo.co.jp/ir/library>)

上記の当社ウェブサイトにある「株主総会関連資料」のリンクを選択してご覧ください。

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧
書類/P R情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席に代えて、書面またはインターネットによって議決権を行使することができ
ますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年
4月26日(水曜日)午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2023年4月27日(木曜日) 午前10時
(受付開始時間は午前9時30分を予定しております。)
2. 場 所 神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号
横浜ランドマークタワー25階 バンケットルームB
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 会議の目的事項
報告事項
 1. 第31期(2022年2月1日から2023年1月31日まで)事業報告及び連
結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報
告の件
 2. 第31期(2022年2月1日から2023年1月31日まで)計算書類の内容
報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役7名選任の件
- 第3号議案 監査役3名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する業績条件型譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書面において、各議案に賛否の意思表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取扱いいたします。
- (2) インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。なお、インターネットによる方法で複数回議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。

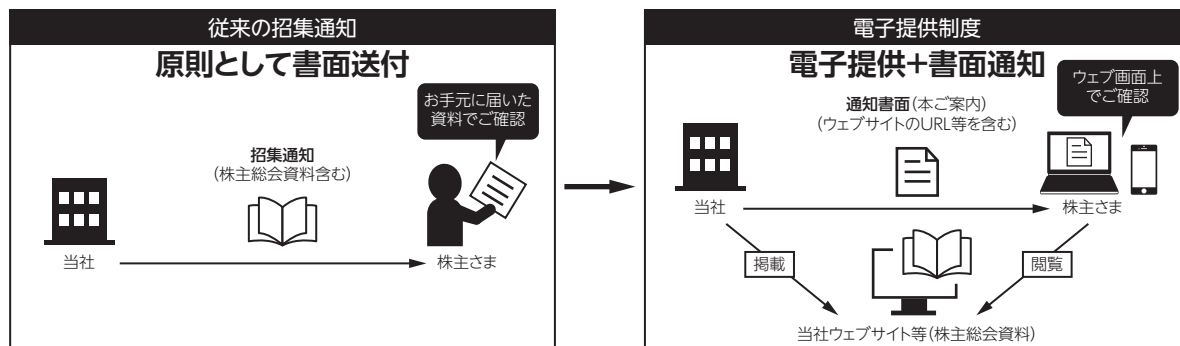
以上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - ・連結注記表
 - ・個別注記表
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。




株主総会資料の電子提供について

2022年9月1日に施行された改正会社法により、株主総会資料の電子提供制度が導入されました。当社では、株主総会資料の郵送は、2023年1月31日までに書面交付請求いただいた株主さまに限らせていただいております。ご理解くださいますようお願い申し上げます。

次回以降の総会で郵送による株主総会資料の送付をご希望される株主さまは、お取引の証券会社又は三菱UFJ信託銀行（電子提供制度専用ダイヤル 0120-696-505／受付時間：土・日・祝日等を除く平日9：00～17：00）までお申し出ください。



議決権行使方法のご案内

 <p>1. 株主総会にご出席される場合 同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p> <p>日時 2023年4月27日（木曜日） 午前10時（受付開始 午前9時30分）</p>	 <p>2. 書面で議決権をご行使される場合 同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送ください。なお、議案につき賛否の表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取扱いたします。</p> <p>日時 2023年4月26日（水曜日） 午後6時必着</p>	 <p>3. インターネットで議決権をご行使される場合 議決権行使サイトで議案に対する賛否をご入力いただき、ご送信ください。</p> <p>日時 2023年4月26日（水曜日） 午後6時まで</p>
---	---	--

機関投資家の皆様へ

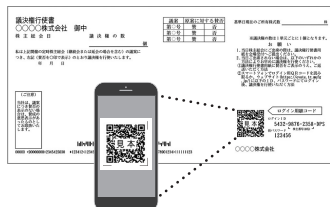
機関投資家の皆様につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

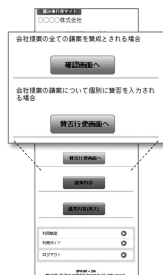
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」の議決権行使は**1**回のみ。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただく、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権の行使に関するスマートフォン、パソコン等の操作方法がご不明な場合は、右記の専用ダイヤルにお問い合わせください。

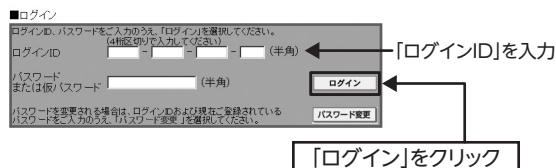
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

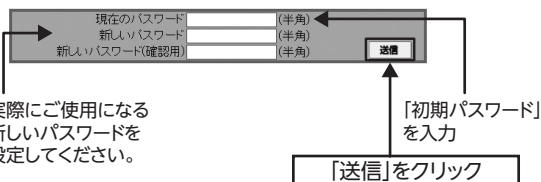
1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



2 お手元の議決権行使書用紙の副票(右側)に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力



3 「新しいパスワード」と「新しいパスワード(確認用)」の両方を入力



4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部

 **0120-173-027**

(通話料無料、受付時間：午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、長期にわたる安定的な経営基盤の確保や将来の事業拡大のために必要な内部留保の充実に努めつつ、経営成績に応じた利益還元を継続して行うことを基本方針としております。具体的には配当性向30%以上を目標とし、今後の事業環境を勘案しつつ決定することとしております。

当期の期末配当につきましては、上記の方針に基づき、以下のとおりとしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金 20円00銭

総額 298,291,540円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年4月28日

第2号議案 取締役7名選任の件

現在、当社の取締役は6名であり、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、コーポレートガバナンスの更なる強化を図るため社外取締役を1名増員し、取締役7名（うち社外取締役3名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

なお、取締役候補者の選任につきましては、任意の指名・報酬委員会での審議を経ております。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位、担当	所有する当社株式の数
1	<p>再任</p> <p>さいとう あきのり 齋藤 晶 議 (戸籍名：さいとう あさひろ 齋藤 章浩) (1961年12月16日) 男性</p>	<p>1980年4月 日本電信電話公社（現：日本電信電話株式会社）入社 1990年8月 株式会社ビジネスインフォア入社 1992年2月 当社設立 代表取締役社長（現任） 2006年11月 株式会社プロシードゥス 代表取締役（現任） 2019年8月 株式会社 Pro-SPIRE 取締役会長（現任） 2019年12月 NEOREKA ASIA Sdn. Bhd. 取締役（現任） 2021年2月 NEO THAI ASIA Co.,Ltd. 取締役（現任）</p> <p>〔取締役候補者とした理由〕 齋藤晶議氏は、当社の創業者であり、インターネット関連技術、サービス運用、受託開発に至るまで豊富な経験と知識を有しております。同氏は、当社創業以来、代表取締役社長として経営方針や事業戦略の立案、決定及びその遂行において重要な役割を果たしていることから、引き続き取締役とすることが適当であると判断したものであります。</p>	3,568,000株
2	<p>再任</p> <p>おおかんだ まもる 大神田 守 (1956年10月8日) 男性</p>	<p>1980年7月 東芝エンジニアリング株式会社（現：東芝デジタルソリューション株式会社）入社 2005年2月 当社入社 プロダクト事業本部 本部長 2005年7月 当社取締役 2016年5月 当社常務取締役（現任） 2020年10月 当社プロダクト事業本部 本部長兼マーケティング統括部管掌 2023年2月 当社プロダクト事業本部 本部長（現任）</p> <p>〔取締役候補者とした理由〕 大神田守氏は、長年にわたり当社の営業部門を統括するとともに、2005年から取締役として、2016年から現在に至るまで常務取締役として、当社の収益基盤の確立及び拡大に貢献してまいりました。今後も引き続き営業業務全般に関する豊富な経験と知識を活かし、当社の事業拡大に対する適切な役割を期待できることから、引き続き取締役とすることが適当であると判断したものであります。</p>	100,000株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位、担当	所有する当 社株式の数
3	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> あおき つねこ 青木 常子 (1959年8月6日) 女性	1982年4月 株式会社三井銀行（現：株式会社三井住友銀行） 入行 1991年4月 KPMGピートマーウィック会計事務所（現：有限責任 あずさ監査法人） 入所 1991年9月 矢矧コンサルタント株式会社入社 1998年10月 株式会社次世代通信研究館入社 2001年2月 同社ダイヤモンドキャピタル株式会社 （現：三菱UFJキャピタル株式会社） 入社 2005年7月 営業第三グループ（現：投資第三部） 部長 2005年10月 当社社外取締役 2007年1月 当社社外取締役（退任） 2019年4月 当社社外取締役 2021年4月 当社取締役 IR・総務人事法務担当 管理部 部長 2023年3月 当社取締役 総務人事法務担当 管理部 部長（現任） [取締役候補者とした理由] 青木常子氏は、長年にわたりベンチャーキャピタルで成長企業へのアドバイザリー業務に携わっていたことによる企業経営に関する幅広い見識と豊富な経験を有していることに加え、当社の社外取締役として、2021年からは取締役として 当社の管理部門の機能強化等に貢献してまいりました。今後も当社の持続的な成長と企業価値向上への貢献が期待できることから、引き続き取締役とすることが適当であると判断したものであります。	一株
4	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> ときわ まこと 常盤 誠 (1975年5月27日) 男性	1998年10月 太田昭和監査法人（現：EY新日本有限責任監査法人） 入所 2002年4月 公認会計士登録 2004年10月 常盤公認会計士事務所開業（現任） 2005年4月 中村公認会計士事務所入所 2007年1月 当社入社 執行役員経理財務担当部長 2011年1月 社会保険労務士登録 2016年8月 中小企業診断士登録 2021年2月 NEOREKA ASIA Sdn. Bhd. 取締役（現任） 2021年4月 当社取締役 経理財務担当 管理部 部長（現任） [取締役候補者とした理由] 常盤誠氏は、公認会計士として培った豊富な経験と専門的知見に加え、2007年からは当社の執行役員経理財務担当部長、2021年からは取締役として経理・財務を中心とした管理部門の機能強化等に貢献してまいりました。今後も当社の持続的な成長と企業価値向上への貢献が期待できることから、引き続き取締役とすることが適当であると判断したものであります。	28,800株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位、担当	所有する当 社株式の数
5	<p>再任</p> <p>おざき ひろふみ 尾崎 博史 (1972年11月3日) 男性</p>	<p>1996年 4月 DDI pocket株式会社 (現：ソフトバンク株式会社) 入社 1998年 5月 尾崎会計事務所入所 2005年 4月 税理士登録 尾崎博史税理士事務所設立 所長 2015年 7月 当社社外取締役 (現任) 2022年 7月 駿河台税理士法人 代表社員 (現任) 2022年 11月 合同会社駿河台アソシエイツ 代表社員 (現任)</p> <p>〔社外取締役候補者とした理由〕 尾崎博史氏は、税理士としての専門的知見並びに財務及び会計に関する幅広い知見を有しており、2015年からは当社の社外取締役として、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保することに貢献してまいりました。取締役会の監督機能を強化するため、同氏の有する専門的知見並びに財務及び会計に関する幅広い知見が必要であると判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。</p>	一株
6	<p>再任</p> <p>まつもと しげひこ 松本 滋彦 (1954年8月6日) 男性</p>	<p>1978年 4月 株式会社住友銀行 (現：株式会社三井住友銀行) 入行 2010年 4月 株式会社日本総合研究所 執行役員就任 2011年 6月 同社 取締役常務執行役員就任 2015年 6月 同社 取締役専務執行役員就任 2018年 4月 当社社外取締役 (現任)</p> <p>〔社外取締役候補者とした理由〕 松本滋彦氏は、長年にわたり金融機関で幅広く法人業務に携わるとともに、システム開発等を行う事業会社の経営に携わったことによる豊富な経験と幅広い知識を有しており、2018年からは当社の社外取締役として当社の経営に対する有益な助言・提言を行っております。取締役会の監督機能を強化するため、経営に関する同氏の豊富な経験と幅広い知識が必要であると判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>	一株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位、担当	所有する当 社株式の数
7	<p>新任</p> <p>いわさき としお 岩崎 俊男 (1946年7月9日) 男性</p>	<p>1970年5月 株式会社三菱銀行（現：株式会社三菱UFJ銀行） 入行 1999年2月 ダイヤモンドキャピタル株式会社（現：三菱UFJキャピタル株式会社） 専務取締役 2002年12月 株式会社セルフリースサイエンス取締役（現任） 2006年6月 株式会社アールテックウエノ取締役 2007年4月 株式会社eコンセルボ監査役 2007年4月 当社顧問就任 2007年6月 アニコムホールディングス株式会社取締役 2010年9月 アーキタイプ株式会社 社外取締役 2011年6月 株式会社レクメド 監査役 2011年6月 株式会社箱根カントリークラブ取締役 2014年6月 株式会社レクメド 取締役（現任） 2015年4月 当社監査役（現任） 2015年6月 株式会社箱根カントリー倶楽部代表取締役（現任）</p> <p>〔社外取締役候補者とした理由〕 岩崎俊男氏は、金融機関における長年の経験及び経営者としての高い見識と豊富な経験を有しており、2015年からは当社の社外監査役として当社取締役の職務執行の監査を適切に行っております。取締役会の監督機能を強化するため、経営に関する同氏の豊富な経験と幅広い知識が必要であると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 尾崎博史氏、松本滋彦氏及び岩崎俊男氏は、社外取締役候補者であります。
3. 尾崎博史氏は、2015年7月より当社の社外取締役に就任しており、その在任期間は本総会終結の時をもって7年10ヶ月となります。
4. 松本滋彦氏は、2018年4月より当社の社外取締役に就任しており、その在任期間は本総会終結の時をもって5年となります。
5. 岩崎俊男氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了により当社社外監査役を退任する予定であります。同氏の当社社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。
6. 当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、各候補者が取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新する予定であります。
7. 当社と尾崎博史氏、松本滋彦氏及び岩崎俊男氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金100万円または法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額であり、各氏の選任が承認された場合は、各氏との間で当該契約を継続する予定であります。
8. 尾崎博史氏、松本滋彦氏及び岩崎俊男氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、選任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。

【ご参考】取締役のスキルマトリックス

本株主総会において各候補者が選任された場合のスキルマトリックスは以下のとおりとなります。本表は、各取締役のすべてのスキルを表すものではなく、各取締役の知識や経験等に照らして、当社が取締役会での議論への貢献を期待する分野を示したものであります。

氏名	企業経営	技術・ 研究開発	営業戦略	財務会計	人事労務・ 人材開発	法務・コン プライアンス・リスク 管理	海外事業
齋藤 晶議	●	●	●		●		●
大神田 守	●	●	●				
青木 常子	●		●		●	●	
常盤 誠	●			●		●	
尾崎 博史	●			●			
松本 滋彦	●				●		●
岩崎 俊男	●					●	●

第3号議案 監査役3名選任の件

現在、当社の監査役は3名であり、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位	所有する当社株式の数
1	<p>新任 こばやし まさひろ 小林 雅弘 (1957年8月27日) 男性</p>	<p>1980年4月 昭和情報機器株式会社入社 1989年9月 伊藤忠テクノソリューションズ株式会社入社 2017年11月 CTCビジネスエキスパート株式会社 代表取締役社長 2021年7月 当社内部監査室長（現任）</p> <p>〔監査役候補者とした理由〕 小林雅弘氏は、IT業界における長年の経験と経営者としての経験を有しており、2021年7月からは当社の内部監査室長として、業務の有効性と効率性を踏まえた内部監査を実施し、経営陣及び現場担当者に有益な提言を行っております。これらの経験と知識を活かし経営執行に対する監査等において適切な役割を期待できることから監査役とすることが適当と判断したものであります。</p>	一株
2	<p>再任 うめぞの まさひこ 梅園 雅彦 (1954年4月27日) 男性</p>	<p>1977年4月 株式会社三菱銀行（現:株式会社三菱UFJ銀行）入行 1983年6月 米国ハーバード大学経営大学院修士課程修了 経営学修士(MBA) 2003年5月 株式会社三菱銀行（現:株式会社三菱UFJ銀行） 営業第三部長 2004年5月 同行 ストラクチャードファイナンス部長 2007年3月 ミヨシ油脂株式会社 執行役員 経営企画室長 兼物流業務室長 兼海外事業室長 2009年3月 三菱UFJ投信株式会社 執行役員 2012年6月 三菱UFJキャピタル株式会社 常勤監査役 2017年1月 千歳興産株式会社 監査役 2017年1月 千歳ファシリティーズ株式会社 監査役 2019年4月 当社常勤監査役（現任）</p> <p>〔社外監査役候補者とした理由〕 梅園雅彦氏は、金融機関における長年の経験と当社及び他社における常勤監査役としての豊富な経験、財務及び会計に関する相当の知見を有しており、適切な職務執行を期待できることから社外監査役とすることが適当と判断したものであります。</p>	一株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位	所有する当社株式の数
3	<p>新任 <small>かねまつ ゆりこ</small> 兼松 由理子 <small>あえば ゆりこ</small> (戸籍名：饗庭 由理子) (1961年1月23日) 女性</p>	<p>1988年4月 弁護士登録 1988年4月 尾崎・桃尾法律事務所入所 1989年4月 桃尾・松尾・難波法律事務所入所 1994年10月 カナダ、オタワ大学大学院修士課程修了 法学修士授位 1997年1月 桃尾・松尾・難波法律事務所パートナー就任 (現任) 2006年6月 株式会社レクメド 監査役 (現任) 2019年2月 総務省電波監理審議会委員就任</p> <p>【社外監査役候補者とした理由】 兼松由理子氏は、弁護士としての豊富な経験と高度な専門知識を有しており、適切な職務執行を期待できることから社外監査役とすることが適当と判断したものであります。なお、同氏は、社外役員になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外監査役として、その職務を適切に遂行していただけると判断しております。</p>	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 小林雅弘氏は常勤監査役候補者であります。
 3. 兼松由理子(戸籍名：饗庭由理子)氏は、職務上旧姓を使用していますので、戸籍上の氏名を並記しております。
 4. 梅園雅彦氏及び兼松由理子氏は、社外監査役候補者であります。
 5. 梅園雅彦氏は、現在社外監査役であり、その就任してからの年数は、本総会終結のときをもって4年です。
 6. 梅園雅彦氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、選任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
 7. 兼松由理子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、社外監査役として就任された場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
 8. 当社と梅園雅彦氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金100万円または法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額であり、同氏の再任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、小林雅弘氏、兼松由理子氏の選任が承認された場合、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
 9. 当社は監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である監査役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、各候補者が監査役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新する予定であります。

【当社が定める社外役員の独立性基準】

当社は、社外役員または社外役員候補者が、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、次の各項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断するものとする。

- ① 当社を主要な取引先とする者※1またはその業務執行取締役、執行役または支配人その他の使用人である者
- ② 当社の主要な取引先である者※2またはその業務執行取締役、執行役または支配人その他の使用人である者
- ③ 当社から、一定額を超える※3金銭その他の財産上の利益を受けている法律事務所、監査法人、税理士法人またはコンサルティング・ファーム等の法人、組合等の団体に所属する者
- ④ 当社から役員報酬以外に、一定額を超える※4金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士またはコンサルタント等
- ⑤ 当社の大株主（総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者）またはその業務執行者
- ⑥ 当社が総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者またはその業務執行者
- ⑦ 当社の業務執行取締役、常勤監査役が他の会社の社外取締役または社外監査役を兼任している場合において、当該他の会社の業務執行取締役、執行役または支配人その他の使用人である者
- ⑧ 当社から一定額を超える※4寄付を受けた者または寄付を受けた法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者である者
- ⑨ 上記①～⑧に過去3年間において該当していた者
- ⑩ 上記①～⑧に該当する者が重要な者※5である場合において、その者の配偶者または2親等以内の親族
- ⑪ 当社の取締役、執行役、監査役もしくは支配人その他の重要な使用人である者の配偶者または2親等以内の親族

(注)

※1 「当社を主要な取引先とする者」とは、直近事業年度におけるその会社（または者）の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社から受けた会社（または者）をいう。

※2 「当社の主要な取引先である者」とは、直近事業年度における当社の年間売上高の2%以上の支払いを当社に行っている会社（または者）をいう。

※3 「一定額を超える」とは、当該団体の直近事業年度の年間連結売上高の2%を超えることをいう。

※4 「一定額を超える」とは、直近事業年度における金額が1,000万円を超えることをいう。

※5 「重要な者」とは、取締役（社外取締役を除く）、執行役員及び部長格以上の使用人をいう。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位	所有する当 社株式の数
ふくしま たいぞう 福島 泰三 (1970年6月3日) 男性	1992年4月 株式会社ケー・イー・シー入社 1996年10月 太田昭和監査法人（現：EY新日本有限責任監査法人）入所 2003年1月 監査法人トーマツ（現：有限責任監査法人トーマツ）入所 2015年11月 阿久津・福島会計事務所設立 2015年12月 MMプリンシパルインベストメント株式会社取締役就任 2016年4月 株式会社OMGホールディングス取締役就任（現任） 2016年5月 株式会社グリムス取締役（監査等委員）就任（現任） 2016年9月 株式会社キーストーンテクノロジー取締役就任 2017年3月 株式会社オルツ監査役就任（現任） 株式会社シグリード取締役（監査等委員）就任 2017年6月 福島泰三公認会計士事務所設立 所長就任（現任） 2017年9月 株式会社M&Aの窓口取締役就任（現任） 明星監査法人設立 代表社員就任（現任） 2020年6月 株式会社クルーバー 監査役就任 2020年10月 アットドウス株式会社監査役就任（現任） 2021年4月 株式会社クルーバー取締役就任（現任） 2021年5月 株式会社アポロジャパン取締役就任（現任） [補欠の社外監査役候補者とした理由] 福島泰三氏は、公認会計士として会計・財務に関する専門的知識及び豊富な経験を有しており、独立した立場から適切な監査ができるものと期待し、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。	一株

- (注) 1. 福島泰三氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、第28回定時株主総会において松尾勤氏を補欠監査役として選任しており、補欠監査役が監査役に就任する場合の優先順位は以下のとおりといたします。
- ・常勤監査役の退任により補欠監査役が監査役に就任する場合の優先順位は、松尾勤氏を第1順位、福島泰三氏を第2順位とし、その他の場合に補欠監査役が監査役に就任する場合の優先順位は、福島泰三氏を第1順位、松尾勤氏を第2順位といたします。
3. 福島泰三氏は補欠の社外監査役候補者であります。同氏は、東京証券取引所の定める社外役員の独立性基準及び当社の定める独立性基準を満たしていることから、同氏が社外監査役として就任された場合、当社は同取引所の定める独立役員として届け出る予定であります。
4. 候補者の選任については、その就任前に限り、監査役会の同意を得たうえで、取締役会の決議によつ

- て取り消すことができるものとしします。
5. 福島泰三氏が監査役に就任した場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に定める責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金100万円または法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額であります。
 6. 当社は監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である監査役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。福島泰三氏が監査役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新する予定であります。

第5号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する業績条件型譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2004年4月28日開催の臨時株主総会において年額200,000千円以内とご承認いただいておりますが、今般、当社の取締役に当社の中長期的な企業価値向上及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、業績に対するコミットメントを持たせることを目的として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対し、業績条件型譲渡制限付株式の付与のための報酬枠（以下「株式報酬枠」という。）を設定することにつき、ご承認をお願いするものであります。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案し、かつ、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、上記の報酬枠とは別枠で、年額30,000千円以内といたします。なお、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、当社の取締役会において決定することといたします。

本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本株主総会終結後の当社の取締役会において、事業報告「4. 会社役員に関する事項(3)取締役及び監査役の報酬等の額③取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針につき、本議案（ご参考）に記載のとおり変更することを予定しております。本議案は、当該変更後の方針に沿うものであり、相当な内容であると判断しております。

なお、現在の対象取締役は4名であり、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は4名となります。

また、当社は、対象取締役に対し、当社の取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に給付することにより、当社の譲渡制限付株式の割当てを受けます。なお、対象取締役に割り当てる譲渡制限付株式の総数は年20,000株以内といたします。ただし、本議案の決議の日以降、当社の普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができるものといたします。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社の取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受け

る対象取締役特に有利な金額とならない範囲において当社の取締役会で決定いたします。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む業績条件型譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件として支給するものとします。

（1）譲渡制限期間

対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位（以下「役職等の地位」という。）のいずれの地位からも退任又は退職する日までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた譲渡制限付株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定、生前贈与、遺贈その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

（2）譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで（以下「役務提供期間」という。）の間、継続して、役職等の地位にあったこと、及び、当社の取締役会において決定する事業年度に関して当社の取締役会が定める業績目標を達成したことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、役務提供期間の満了日の前日までに、死亡、その他当社の取締役会が正当と認める理由により、役職等の地位のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整する。

（3）譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、役務提供期間の満了日の前日までに役職等の地位のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、譲渡制限期間が満了した時点において、上記(2)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部について当然に無償で取得する。

（4）組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さ

ない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始の日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力の発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

(ご参考)

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に係る事項

(基本方針)

当社の取締役の報酬は、「ICTの力ですべての働く人を支える」という当社のビジョンの実現及び「リアルなITコミュニケーションで豊かな社会形成に貢献する」という経営理念を実現することで、中長期的にわたる企業価値の向上を図ることを重視した報酬体系とする。

報酬の内訳は、基本報酬及び非金銭報酬で構成するものとし、監督機能を担う社外取締役については、その職責を鑑みて、基本報酬のみとする。

(個人別の報酬等の額に関する方針)

当社の取締役の基本報酬は、月例の金銭による固定報酬とし、役位、職責、ビジョン実現、経営理念の実現、中長期的な当社業績への貢献度、従業員給与の水準等を考慮要素として総合的に勘案して決定する。

非金銭報酬は、当社の中長期的な企業価値向上及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、業績に対するコミットメントを持たせることを目的とした業績条件型譲渡制限付株式とする。業績条件型譲渡制限付株式は、当社取締役会において決定する事業年度に関して当社の取締役会が定める業績目標を達成したことを条件として、譲渡制限期間が満了した時点において譲渡制限を解除するものとする。なお、対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定するものとする。

以 上

事業報告

〔自 2022年2月1日〕
〔至 2023年1月31日〕

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症による影響を受けながらも徐々に経済社会活動の制限が緩和され、景気は緩やかに持ち直しの動きがみられました。しかしながら、ウクライナ情勢の長期化、エネルギー価格や原材料価格の高騰、世界的な金融引き締めによる急激な為替変動など、先行きが不透明な状況が継続しております。

当社グループが属するIT業界におきましては、政府によるデジタルトランスフォーメーション(DX)の推進や継続的な働き方改革への取組みに関連し、生産性向上のためのIT投資が継続するものと考えております。

このような状況の中、2022年3月に、組織内のテレワーク状況を可視化する「プレゼンス」機能を搭載したdesknet's NEOバージョン7.0をリリースいたしました。2022年7月には、ビジネスチャットChatLuckのバージョン5.0をリリースし、リアクション機能を新たに追加するとともにSAML認証に対応し、利便性の向上を図りました。2022年9月には、ノーコード業務アプリ作成ツールAppSuiteにプラグイン機能を追加し、手書き入力やリアクションなどの拡張部品を利用可能としたdesknet's NEOバージョン7.1をリリースいたしました。さらに、2023年1月に「トピック」機能等を新たに追加したChatLuckバージョン5.5をリリースいたしました。

また、2022年3月に、法人向けIT製品・サービス比較サイト「ITトレンド」が選出する「ITトレンド Good Product」にdesknet's NEOが選出されたことに加え、2023年1月には、IT製品比較・レビューサイト「ITreview」が主催する「ITreview Grid Award 2023 Winter」において当社主力3製品(desknet's NEO・ChatLuck・AppSuite)がアワードを受賞いたしました。グループウェアdesknet's NEOは16期連続、ビジネスチャットChatLuckは10期連続、ノーコードアプリ作成ツールAppSuiteは初受賞となります。

また、健康経営に取り組む法人として「健康経営優良法人(大規模法人部門)」に3年連続で認定を受けました。

この他、2022年11月には、横浜市が募集した民間企業のデジタル技術を活用して行政サービスのDX化を進めるプロジェクト「YOKOHAMA Hack!」の第一回実証実験事業者に選定され、当社のノーコードアプリ作成ツールAppSuite及びグループウェアdesknet's NEOを活用し、横浜市と共同で「要配慮施設利用者の安全を守る避難確保計画の取組強化」の実証実験を開始いたしました。実証実験を通じて、災害時の避難確保計画の実効性の向上、避難訓練実施の実施率の向上、施設管理者や市担当課の作業負担の軽減等の実現に貢献するよう努めてまいります。

以上の結果、ソフトウェア事業の業績は堅調に推移いたしましたが、システム開発サービス事業においては、第3四半期連結会計期間まで主要顧客の体制縮小や退職等の影響により売上高の減少が継続いたしました。海外事業においては、米国子会社において新サービスの開発に注力し、関連する投資が増加いたしました。また、次年度において認知度向上のための広告宣伝費の増加等による課税所得の減少が見込まれることに伴い、繰延税金資産の取崩し等を行った結果、当連結会計年度の税金費用が増加いたしました。これらを主な要因として、当連結会計年度における売上高は6,007,080千円（前年同期比1.5%増）、営業利益は1,241,167千円（前年同期比0.5%減）、経常利益は1,335,761千円（前年同期比1.9%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は812,641千円（前年同期比6.2%減）となりました。

なお、収益認識会計基準等の適用により、当連結会計年度の売上高は4,260千円増加し、売上原価は1,524千円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ5,784千円増加しております。詳細は、連結計算書類「連結注記表（会計方針の変更に関する注記）」に記載のとおりであります。

当連結会計年度におけるセグメント別の経営成績は以下のとおりであります。

（ソフトウェア事業）

売上区分	前連結会計年度 〔自 2021年 2月 1日 至 2022年 1月 31日〕		当連結会計年度 〔自 2022年 2月 1日 至 2023年 1月 31日〕		
	売上高 (千円)	構成比 (%)	売上高 (千円)	構成比 (%)	増減率 (%)
クラウドサービス	2,411,545	61.4	2,702,621	64.1	12.1
プロダクト	1,447,844	36.9	1,435,839	34.1	△0.8
技術開発	67,565	1.7	73,961	1.8	9.5
合計	3,926,955	100.0	4,212,421	100.0	7.3

① クラウドサービス

クラウドサービスの主要サービス別の売上高は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 〔自 2021年 2月 1日〕 〔至 2022年 1月31日〕	当連結会計年度 〔自 2022年 2月 1日〕 〔至 2023年 1月31日〕	増減額 (千円)	増減率 (%)
	売上高 (千円)	売上高 (千円)		
desknet's NEOクラウド	2,001,724	2,236,647	234,923	11.7
AppSuiteクラウド	92,121	134,276	42,155	45.8
ChatLuckクラウド	62,513	66,764	4,250	6.8
その他月額売上	195,807	197,846	2,039	1.0
月額売上合計	2,352,167	2,635,535	283,368	12.0
その他役務作業等	59,377	67,085	7,707	13.0
クラウドサービス合計	2,411,545	2,702,621	291,075	12.1

クラウドにて提供する、desknet's NEOクラウドのユーザー数が順調に推移したことにより、同サービスの売上高は前年同期比234,923千円増加し、2,236,647千円（前年同期比11.7%増）となりました。前期は、ライセンス持込型サービスの終了に伴うdesknet's NEOクラウド版への移行ユーザーが多かった影響により、前年同期と比較すると増加率は低下しております。desknet's NEOクラウドの売上高は、2022年9月14日に公表いたしました「連結業績予想の修正に関するお知らせ」に織り込んだ修正後の見込どおりに推移いたしました。期初計画に対しては97%程度となりました。期中の状況を踏まえ、タクシー広告やテレビCMなど認知度向上のための施策を第4四半期連結会計期間に追加で実施いたしました。これら広告の効果測定は今後実施いたしますが、来期も認知度向上のための広告宣伝を従来以上に実施する予定であります。desknet's NEOクラウドの解約率（*1）は0.32%と低い水準を維持していることから、今後も安定的に推移するものと認識しております。また、AppSuiteクラウドはクラウドサービス全体に占める売上の割合はいまだ小さいものの、前年同期と比較して42,155千円増加し、134,276千円（前年同期比45.8%増）と順調にユーザー数が拡大し、年間売上が1億円を超えるサービスに成長しております。AppSuiteクラウドのユーザー数は当連結会計年度末時点においてdesknet's NEOクラウドのユーザー数の9%程度であることから認知度の向上やクロスセル等に注力することなどにより成長余力は大きいと認識しております。その他月額売上につきましては、おおむね前年同期と同水準の197,846千円（前年同期比1.0%増）となりました。その他役務作業等につきましては、主にASP事業者向けのカスタマイズが増加したことにより67,085千円（前年同期比13.0%増）となりました。

以上の結果、クラウドサービス全体での売上高は前年同期比291,075千円増加し、2,702,621千円（前年同期比12.1%増）となりました。

(*1)desknet's NEOクラウドのユーザーにおける「当月の解約により減少したMRR(*2)÷前月末のMRR」の当連結会計年度の平均で算出しております。

(*2)MRR(Monthly Recurring Revenue)は対象月の月末時点における継続課金ユーザーにかかる月額料金、もしくは年料料金の1/12の合計額で算出しております。

② プロダクト

プロダクトの主要製品別の売上高は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 〔自 2021年 2月 1日〕 〔至 2022年 1月 31日〕	当連結会計年度 〔自 2022年 2月 1日〕 〔至 2023年 1月 31日〕	増減額 (千円)	増減率 (%)
	売上高 (千円)	売上高 (千円)		
desknet's NEOエンタープライズライセンス	203,200	164,139	△39,060	△19.2
desknet's NEOスモールライセンス	51,912	40,889	△11,023	△21.2
AppSuite	60,245	79,309	19,063	31.6
ChatLuck	48,373	38,440	△9,932	△20.5
その他ライセンス売上	6,105	10,466	4,360	71.4
ライセンス売上合計	369,837	333,245	△36,592	△9.9
サポートサービス	714,966	801,083	86,116	12.0
カスタマイズ	168,615	73,020	△95,594	△56.7
その他役務作業等	194,424	228,489	34,064	17.5
プロダクト合計	1,447,844	1,435,839	△12,005	△0.8

大規模ユーザー向けのdesknet's NEOエンタープライズライセンスにつきましては、第3四半期連結会計期間まではおおむね前年並みで推移しておりましたが、第4四半期連結会計期間における案件数が前年同期間に対して減少したため、前年同期比19.2%減の164,139千円と前連結会計年度の売上を下回る結果となりました。なお、2022年9月14日に公表いたしました「連結業績予想の修正に関するお知らせ」に織り込んだ修正後の見込に対しては、おおむね見込どおりとなっております。

desknet's NEOエンタープライズライセンスにつきましては、大規模ユーザーの企業様等では運用人員を含めた環境が整っていることが多く、クラウドでの利用よりも大規模ユーザーになるほどユーザー単価面でのメリットが大きいことや官公庁で継続的に需要が見込めることから、当面、desknet's NEOエンタープライズライセンスの需要が大きく減少することは想定しておらず、むしろ当社製品の強みが発揮できる領域であり、desknet's NEOクラウドとともに注力していくべきものと認識しております。

中小規模ユーザー向けのdesknet's NEOスモールライセンスにつきましては、クラウドサービスを選択されるお客様が増加傾向にあることに加え、収益認識会計基準の適用に伴い売上高の一部をサポートサービスの売上として、サポートの期間にわたって収益計上処理することとなった影響により、売上高は前年同期比11,023千円減少し、40,889千円（前年同期比21.2%減）となりました。desknet's NEOスモールライセンスにつきましては、クラウドサービスの利用が一般化してきているため減少傾向にあると認識しておりますが、100ユーザー以上のライセンスを中心に当面の間は需要が見込めると考えております。

AppSuiteライセンス及びChatLuckライセンスにつきましては、当連結会計年度において当社主力3製品を導入頂いた鎌倉市のようにdesknet's NEOエンタープライズライセンスとの同時購入をされることが多い傾向にあります。当連結会計年度においては、desknet's NEOエンタープライズライセンスの既存ユーザーにおける追加導入や追加ライセンスによりAppSuiteライセンスが前年同期比19,063千円増加の79,309千円（前年同期比31.6%増）となりました。一方、ChatLuckライセンスにつきましては前年同期比9,932千円減少の38,440千円（前年同期比20.5%減）とおおむねdesknet's NEOエンタープライズライセンスの減少割合と同程度の減少となりました。

サポートサービスの売上高は、desknet's NEO（旧製品を含む）のサポートサービスの売上高が前年同期比59,571千円増加し、689,683千円（前年同期比9.5%増）となったことに加え、AppSuiteのサポートサービスの売上高が前年同期比17,034千円増加し、45,778千円（前年同期比59.3%増）となったことなどを主な要因として86,116千円増加し、801,083千円（前年同期比12.0%増）となりました。また、カスタマイズにつきましては、比較的規模の大きな案件の受注額が増加したことを主な要因として、売上高は前年同期比95,594千円減少し、73,020千円（前年同期比56.7%減）となりました。

以上の結果、プロダクト全体での売上高は前年同期比12,005千円減少し、1,435,839千円（前年同期比0.8%減）となりました。

③ 技術開発

技術開発につきましては、積極的に受託開発を行う方針ではありませんが、主に従来からの継続案件の売上により売上高は前年同期比6,396千円増加し、73,961千円（前年同期比9.5%増）となりました。

以上の結果、ソフトウェア事業の売上高は4,212,421千円（前年同期比7.3%増）、セグメント利益は1,229,464千円（前年同期比5.5%増）となりました。なお、売上高の増加率に対し、セグメント利益の増加率が小さくなっているのは、研究開発費が前年同期比51,343千円増加していることを主な要因とするものであります。

(システム開発サービス事業)

システム開発サービス事業は、子会社である株式会社Pro-SPIREが展開する事業で構成されており、同社が長年培ってきたクラウドインテグレーション、システムインテグレーションのノウハウを基礎に技術者の育成を図り、先端技術を活用し新たな顧客ニーズを満たすシステムエンジニアリングサービスを主に提供しております。

当連結会計年度においては、主要顧客の体制縮小の影響及び退職等による人員減少により売上高は前年同期と比較して208,411千円減少いたしました。一方、売上原価も、売上高の減少に伴う協力会社への外注費用の減少及び人件費の減少を主な要因として188,306千円減少いたしました。また、販売費及び一般管理費は、主に人件費の増加により12,626千円増加いたしました。売上高の減少への対応につきましては、既存顧客への追加提案、新規顧客開拓に注力するとともに、従業員の定着を図るための施策の実施、キャリア採用の促進などに取り組んだ結果、第4四半期連結会計期間の売上高は第3四半期連結会計期間と比較して51,790千円増加し、前年同四半期に近い水準にまで売上高が回復いたしました。

以上の結果、システム開発サービス事業の売上高は1,815,662千円（前年同期比10.3%減）、セグメント利益は94,088千円（前年同期比25.8%減）となりました。

(海外事業)

海外事業は、海外子会社3社の事業で構成されており、現地企業向けにdesknet's NEOのライセンス販売、クラウドサービスの提供などを行っております。

ASEAN地域においてはdesknet's NEO及びAppSuiteを中心に販売活動を進めております。当社の子会社が活動を行っているマレーシア、タイにおきましては、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う活動制限などにより前連結会計年度は営業活動が計画通りに行えておりませんでした。当連結会計年度は、本格的な営業活動の再開に向けて現地営業担当者の採用、マーケティングの見直し、現地展示会への出展等により案件の創出に注力いたしました。ASEAN地域の子会社2社につきましては、当連結会計年度中に単月黒字化が継続するようになることを目標として営業活動を行ってまいりましたが、ストック型の売上が計画どおりに進捗せず目標を達成することができませんでした。マレーシアではさらなる案件の創出、タイでは案件受注までの期間短縮化が課題となっております。

米国においては、現地の市場調査を踏まえ、新サービスの提供に向けて活動を継続している一方、当社からの受託取引は減少しております。

以上の結果、海外事業の売上高は9,822千円（前年同期比61.0%減）、セグメント損失は82,361千円（前年同期比はセグメント損失45,306千円）となりました。なお、なお、売上高の減少は、主に上記内部取引の減少に伴うものであります。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は233,309千円であり、販売目的ソフトウェアの開発に関連して195,602千円、自社利用ソフトに関連して35,773千円の投資を実施したことが主な内容であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、新株予約権（ストックオプション）の行使に伴い総額978千円の資金調達が行われております。

(4) 対処すべき課題

インターネット関連技術は、技術の進歩が著しく、それに応じて業界標準及び利用者ニーズが急速に変化するなど当社の事業環境は日々変化しております。このような事業環境の中、当社グループが継続的に事業規模を拡大させていくためには、下記の課題への対応が必要であると考えております。

① クラウドサービスの安定的・効率的な運用体制の構築・維持

ソフトウェア事業で展開しているクラウドサービスは、ソフトウェア事業の売上の6割を超える規模に成長しており、中期的に安定的な継続成長を見込んでおります。今後も利用者の増加が見込まれる中、クラウドサービスを安定的に提供するためには、計画的なサービス基盤拡大と、保守・運用体制の充実を図ることが重要であります。一方で、バージョンアップ作業の確実かつ効率的な実施、サービス運用基盤の集約などによる効率化など、クラウドサービスを効率的に運用することも必要となります。安定性を重視しながらも効率的なクラウドサービス運用を行うため、サービス運用技術者の増強、チームの増強を図る他、データセンターとの連携を一層強化し、必要な体制を十分に整備するとともに、今後のサービス提供について、サービス基盤設計や運用設計に取り組んでまいります。

② 人材の確保・育成

当社が属する業界において優秀な人材を確保することは、企業の発展、成長に欠かせない要件となっております。当社は、先進的なITの実用化に挑戦し続けることによって、当社の強みである信頼のある高い技術力をさらに強化し、日本屈指のソフトウェア技術力を持つ会社となることを目指しております。この目標に向けて、当社においては、継続的に新卒採用を行い、その後の技術者等育成に注力してまいりました。今後も新卒採用を中心に人材採用を行い、優秀な人材へと育成していくという基本方針は変わりませんが、我が国は少子高齢化が進み、若い人材の不足は今後一層深刻となり、新卒採用による人材、特に技術者の確保が困難になっていくことが見込まれることから、採用活動の充実、強化に加え、即戦力としての中途採用による技術者の確保・拡大にも努めてまいります。

また、従業員が仕事を通じて自己実現を果たし、従業員満足度が高く、従業員が誇れる会社となるべく継続的に組織、人事制度を見直してまいります。

③ 認知度の向上

当社が今後も成長を続けていく上では、当社の認知度を向上させていくことが重要であると考えております。当連結会計年度の第4四半期会計期間から開始したテレビコマーシャル等を活用した当社製品・サービスの認知度向上に引き続き取り組むとともに、優秀な人材を採用し育成していくために企業としての認知度、さらにはIR・広報活動の強化による投資家への認知度向上に取り組んでまいります。

④ 新たな顧客を創造する新製品・新サービスの開発・提供

スマートフォンやタブレットの普及拡大やクラウドコンピューティング市場の発展、AIやIoT技術の発展、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により大きく変化した働き方などに対応した新製品・新サービス提供の重要性が高まっております。これらの変化に対応するため、付加価値機能の追加などによる既存製品・サービスの強化充実、顧客ニーズを満たす新製品・新サービスの開発に取り組んでまいります。

⑤ クロスセルの推進による顧客単価の向上

当社は主力製品・サービスとしてグループウェアdesknet's NEOを提供しておりますが、この他カスタムメイド型業務アプリ作成ツールのAppSuite、ビジネスチャットのChatLuckなどを提供しております。AppSuiteのクラウドサービスの売上高は前年比45.8%増と大きく増加しておりますが、利用ユーザー数はdesknet's NEOのクラウドサービスの10%未満となっております。AppSuite、ChatLuckともに、既存のdesknet's NEOユーザーへのクロスセルの推進や組織の一部で利用されているようなお客様での利用ユーザー範囲の拡大等に注力することで、顧客単価の向上に取り組んでまいります。

⑥ サステナビリティに関する取り組み

当社が中長期的に持続的な成長を実現するためには、ESG（環境・社会・ガバナンス）の観点重視した企業経営を推進し、当社の事業活動を通じてSDGs（持続可能な開発目標）など社会的課題解決とその情報開示に取り組むことが重要であると考えております。

当社は、「経営理念」、「ビジョン」、「使命」を体現し、持続可能な社会の発展に貢献することを「サステナビリティ方針」としております。この「サステナビリティ方針」に基づき、環境・社会課題を解決し、当社の持続的な成長を果すため、当社では以下の9つを経営重要課題（マテリアリティ）として特定いたしました。

1. 健康で生産的な働き方の実現支援
2. DXを通じた顧客と地域経済へのエンパワーメント
3. 顧客の事業継続リスク軽減
4. 気候変動リスクへの対応
5. デジタル技術を活用したオープンイノベーションによる事業開発
6. 当社ならではのデジタル人材の育成と多様化
7. 健康で生産的な働き方の追求
8. 安全安心な製品の提供
9. 持続可能な経営基盤の構築

今後も、当社の事業活動を通じて上記の経営重要課題への取り組みを推進し、気候変動に係るリスク等については、TCFDまたはそれと同等の枠組みに基づく情報開示の質と量の充実を進めることでステークホルダーの皆様との信頼関係の構築に努め、持続可能な社会の発展に貢献することで企業価値の向上に努めてまいります。

(5) 財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

区分	第28期 (2020年1月期)	第29期 (2021年1月期)	第30期 (2022年1月期)	第31期 (2023年1月期)
売上高 (千円)	3,742,984	5,325,021	5,920,092	6,007,080
経常利益 (千円)	717,259	948,630	1,361,107	1,335,761
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	495,039	677,106	866,326	812,641
1株当たり当期純利益 (円)	33.38	45.58	58.17	54.50
総資産 (千円)	5,788,285	6,742,964	7,287,416	8,025,505
純資産 (千円)	3,856,413	4,431,107	5,165,048	5,727,911
1株当たり純資産額 (円)	259.69	296.83	345.53	383.36

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均株式数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 第31期（当連結会計年度）の状況につきましては、「(1) 事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。
3. 第31期（当連結会計年度）より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

②当社の財産及び損益の状況

区分	第28期 (2020年1月期)	第29期 (2021年1月期)	第30期 (2022年1月期)	第31期 (2023年1月期)
売上高 (千円)	3,081,926	3,462,307	3,926,955	4,212,421
経常利益 (千円)	662,091	789,162	1,270,502	1,277,527
当期純利益 (千円)	461,376	577,141	806,945	694,041
1株当たり 当期純利益 (円)	31.11	38.85	54.18	46.55
総資産 (千円)	5,129,746	6,018,044	6,718,319	7,321,389
純資産 (千円)	3,822,750	4,289,893	4,971,465	5,408,030
1株当たり 純資産額 (円)	257.43	288.07	333.46	362.60

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均株式数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 第31期（当事業年度）より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、当事業年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社Pro-SPIRE	100,000千円	100 %	企業向け基幹システム及び情報系システムの開発・保守、企業向け組込系システムの開発
DELCUI Inc.	1百万米ドル	100 %	北米における営業活動、現地のマーケット調査、パートナー企業の発掘等
NEOREKA ASIA Sdn. Bhd.	2百万マレーシアギット	70 %	当社製品・サービスの販売等
NEO THAI ASIA Co.,Ltd.	4百万タイバツ	49 %	当社製品・サービスの販売等

(7) 主要な事業内容

事業	主要な事業内容
ソフトウェア事業	グループウェアを中心とするソフトウェアの開発、クラウドサービスの運営、ライセンス販売・カスタマイズ、保守及びコンサルティング等
システム開発サービス事業	企業向け基幹システム及び情報系システムの開発・保守、企業向け組込系システムの開発
海外事業	当社製品・サービスの販売、北米における営業活動、現地のマーケット調査、パートナー企業の発掘等

(8) 主要な営業所

① 当社

本社 : 神奈川県横浜市西区
営業所 : 大阪営業所 (大阪府大阪市北区)
名古屋営業所 (愛知県名古屋市中村区)
福岡営業所 (福岡県福岡市博多区)

② 子会社

株式会社Pro-SPIRE 本社 : 東京都大田区
DELGUI Inc. 本社 : 米国
(カリフォルニア州アーバイン)
NEOREKA ASIA Sdn. Bhd. 本社 : マレーシア
(クアラルンプール)
NEO THAI ASIA Co.,Ltd. 本社 : タイ王国
(バンコク)

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
269 (20) 名	7名増

(注) 従業員数は就業人員（他社への出向者を除き、他社からの出向者を含む）であり、臨時雇用者数（人材会社からの派遣社員を含む）は最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

② 当社の従業員数

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
148 (19) 名	4名増	36.7歳	8.4年

(注) 従業員数は就業人員（他社への出向者を除き、他社からの出向者を含む）であり、臨時雇用者数（人材会社からの派遣社員を含む）は最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 株式に関する事項（2023年1月31日現在）

- | | |
|--------------|--------------------------|
| ① 発行可能株式総数 | 38,400,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 14,914,800株（自己株式223株を含む） |
| ③ 株主数 | 10,720名 |
| ④ 大株主（上位10名） | |

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
齋藤 晶議（戸籍名：齋藤 章浩）	3,568,000株	23.92%
株式会社プロシードゥス	2,900,000株	19.44%
大坪 克也	2,218,200株	14.87%
松倉 二美	1,000,000株	6.70%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	485,600株	3.25%
ネオジャパン従業員持株会	194,600株	1.30%
SCSV 1号投資事業有限責任組合	176,000株	1.18%
後藤 健	165,000株	1.10%
高稲 伸一	142,200株	0.95%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	106,000株	0.71%

（注）持株比率は、自己株式（223株）を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項（2023年1月31日現在）

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	第3回新株予約権
株主総会決議の日	2015年9月29日
発行決議の日	2015年9月29日
新株予約権等の数	29個
目的となる株式の種類及び数	普通株式 34,800株
新株予約権等の払込金額	無償
権利行使時の1株当たり払込金額	163円
行使の条件	(注) 2
役員 の 保有 状 況	(注) 3

(注) 1. 当社は、2016年2月1日付で普通株式1株につき3株の割合、2017年7月1日付及び2017年11月16日付でそれぞれ普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより、「目的となる株式の数」及び「権利行使時の1株当たり払込金額」が調整されております。

2. 第3回新株予約権の行使条件は以下のとおりであります。

1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

2) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

3. 第3回新株予約権について、役員 の 保有 状 況 は 以下 の と お り で あ り ま す 。

区 分	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保 有 者 数
社 外 取 締 役	1個	普通株式 1,200株	1名
監 査 役	1個	普通株式 1,200株	1名

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2023年1月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	齋藤晶議 (戸籍名：齋藤章浩)	株式会社プロシードゥス 代表取締役 株式会社Pro-SPIRE 取締役会長
常務取締役	大神田 守	プロダクト事業本部 本部長 兼 マーケティング統括部管掌
取締役	青木 常子	IR・総務人事法務担当 管理部 部長
取締役	常盤 誠	経理財務担当 管理部 部長
取締役	尾崎博史	駿河台税理士法人 代表社員 合同会社駿河台アソシエイツ 代表社員
取締役	松本滋彦	該当事項はありません。
常勤監査役	梅園雅彦	該当事項はありません。
監査役	藤井正夫	岩田合同法律事務所 パートナー（弁護士）
監査役	岩崎俊男	株式会社箱根カントリー倶楽部 代表取締役

- (注) 1. 取締役尾崎博史氏、松本滋彦氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役梅園雅彦氏、藤井正夫氏、岩崎俊男氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役梅園雅彦氏及び岩崎俊男氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 当社は、尾崎博史氏、松本滋彦氏、梅園雅彦氏、藤井正夫氏及び岩崎俊男氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
 5. 2023年2月1日付で、常務取締役大神田守氏の担当がプロダクト事業本部本部長となっております。
 6. 2023年3月1日付で、取締役青木常子氏の担当が総務人事法務担当管理部部長に変更になっております。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び子会社の取締役及び監査役の全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、保険料は全額会社が負担しております。当該保険契約は、被保険者が会社の役員の地位に基づき行った行為（不作為を含みます）に起因して損害賠償請求を受けた場合に被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を填補するものです。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が利益又は便宜の提供を違法に得た場合や犯罪行為又は法令違反行為であることを認識して行った場合には填補の対象としないこととしております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の金額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	159,231 (7,200)	159,231 (7,200)	—	—	6 (2)
監査役 (うち社外監査役)	16,080 (16,080)	16,080 (16,080)	—	—	3 (3)

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬額は、2004年4月28日開催の臨時株主総会において、年額200,000千円以内と決議いただいております。当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は8名であります。

監査役の報酬額は、2004年4月28日開催の臨時株主総会において、年額30,000千円以内と決議いただいております。当該臨時株主総会終結時点の監査役の員数は1名であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を、2022年2月25日開催の取締役会において決議し、定めております。

当該方針の概要は以下のとおりであります。

(基本方針)

当社の取締役の報酬は、「ICTの力ですべての働く人を支える」という当社のビジョンの実現及び「リアルなITコミュニケーションで豊かな社会形成に貢献する」という経営理念を実現することで、中長期的にわたる企業価値の向上を図ることを重視した報酬体系とする。

(個人別の報酬等の額に関する方針)

当社の取締役の基本報酬は月例の固定報酬とし、役位、職責、ビジョン及び経営理念の実現、中長期的な当社業績への貢献度、従業員給与の水準等を考慮要素として総合的に勘案して決定する。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する事項

個人別の報酬額については、各取締役の職責や業務執行状況及び会社業績等を俯瞰しつつ、各取締役の評価を行うには代表取締役社長齋藤晶議氏が最適と判断し、取締役会決議に基づき同氏に個人別の報酬等の内容の決定を委任するものとする。その権限の内容は、株主総会で決定された限度額の範囲内で、個人別の報酬等の額に関する方針に定める要素を考慮した個人別報酬の原案を作成し、指名報酬委員会の同意を得た上で決定することとする。取締役会は、その権限が代表取締役社長齋藤晶議氏によって適切に行使されるよう、指名報酬委員会に原案を諮問し、答申により指名報酬委員会の同意が得られていることを確認する。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社の関係

氏名	区分	兼職先・兼職内容	兼職先と当社の関係
尾崎博史	社外取締役	駿河台税理士法人 代表社員 合同会社駿河台アソシエイツ 代表社員	重要な取引その他の関係はありません。
藤井正夫	社外監査役	岩田合同法律事務所 パートナー（弁護士）	重要な取引その他の関係はありません。
岩崎俊男	社外監査役	株式会社箱根カントリー倶楽部 代表取締役	重要な取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動内容

区分	氏名	出席状況、発言状況及び 期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	尾崎博史	当事業年度に開催された取締役会17回すべてに出席し、主に税理士としての豊富な経験から議案・審議等に必要な発言を適宜行っており、独立した客観的な立場から取締役を監督し、取締役会の監督機能の強化に努めております。
取締役	松本滋彦	当事業年度に開催された取締役会17回すべてに出席し、主に企業経営経験者としての豊富な経験から議案・審議等に必要な発言を適宜行っており、独立した客観的な立場から取締役を監督し、取締役会の監督機能の強化に努めております。
常勤監査役	梅園雅彦	当事業年度に開催された取締役会17回すべて、監査役会14回すべてに出席し、豊富な経験と高い見識に基づき常勤監査役として発言を適宜行っております。
監査役	藤井正夫	当事業年度に開催された取締役会17回すべて、監査役会14回中13回に出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を適宜行っております。
監査役	岩崎俊男	当事業年度に開催された取締役会17回すべて、監査役会14回すべてに出席し、豊富な経験と高い見識に基づき議案・審議等に必要な発言を適宜行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金100万円又は法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	34,100千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	34,100千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、監査計画における監査内容・監査日数・配員体制、報酬見積りの計算根拠、会計監査人の職務遂行状況などを勘案し、検討した結果、当事業年度の会計監査人の報酬等の額について同意の決議をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当するものと判断される場合、監査役会で審議し監査役全員の同意によって監査役会が会計監査人を解任する方針であります。会計監査人を解任した場合は、監査役会で選定した監査役がその旨及び理由を解任後最初に開催する株主総会において報告する方針であります。

また、監査役会は、会計監査人の職務の遂行に関する状況等を勘案し、必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は再任しないことに関する議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会は、牽制機能の強化を期待して社外取締役を含む取締役で構成し、取締役会規則に基づき法令等に定める重要事項の決定を行うとともに取締役等の適正な職務執行が図れるよう監督する。
- ② 監査役は法令に定める権限を行使し、取締役の職務の執行を監査する。
- ③ 使用人の職務の効率性と適切な執行を確保するために定めた職務分掌と決裁権限の遵守を徹底するよう社内教育を実施する。また、定期的な内部監査を実施してコンプライアンスの状況を確認するとともに、コンプライアンスの重要性についての社内啓蒙を実施する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務執行に関する情報は、法令及び社内規程である文書管理規程、情報セキュリティに関する規程等に基づき、文書もしくは電子ファイルにより適切に記録、保存、保管する。
- ② 取締役及び監査役がこれらの文書等を必要に応じて閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社が認識するリスクを適切に管理し危険を防止するため「内部監査規程」に基づき内部監査室が内部監査を実施し、対応が必要なリスク要因について適時に代表取締役へ報告する。
- ② 取締役会は、リスクを低減させるため社内規程の整備その他の対応を行い、また、不測の事態が発生した場合には、迅速かつ組織的な対応により被害を最小限度に抑えるための体制を整える。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、業務分掌規程及び決裁権限基準により、職務分掌及び職務権限・責任を明確にするとともに、取締役会規則、稟議規程等によって意思決定のルールを整備し、適正かつ効率的に業務が遂行される体制を整備する。
- ② 取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜開催する。
- ③ 中期経営計画及び年度予算を設定し、実績との比較を実施することによって業務の実績管理を行う。

(5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役会は「関係会社管理規程」に基づき、当社またはグループ会社における内部統制の構築を目指し、情報の共有化、支持・要請の伝達等が効率的に行われる体制を整備する。
- ② グループ会社に取り締役または監査役を派遣し、当社グループ全体のリスクの抑止を図る体制を整備する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役の求めに応じ、監査役の職務を補助すべき使用人を配置する。
- ② 監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役の指示に基づく職務に関して、取締役の指揮命令から独立してこれを遂行する。
- ③ 監査役の職務を補助すべき使用人の人事異動及び評価については、監査役の同意を得て実施する。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役及び使用人は、監査役または監査役会に対し、以下の事項について報告する。
 - ア. 経営状況に関わる重要な事項
 - イ. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - ウ. 内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項
 - エ. コンプライアンス上重要な事項
 - オ. 当社の内部統制システム構築に関わる活動状況
 - カ. その他、監査役会で定める事項
- ② 監査役は、その判断に基づき、取締役および使用人から、業務の執行状況を直接聴取する。
- ③ 常勤監査役は取締役会のほか、その他の重要な会議に出席し、必要に応じて取締役または使用人に対し書類の提出や説明を求めるものとする。
- ④ 前各号の報告を行った者は、当該報告を理由に不利益な取り扱いを受けない。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は内部監査室との定期的な情報交換を行うとともに、代表取締役社長、及び監査法人与必要に応じて意見交換会を開催する。
- ② 監査役は、必要に応じて、独自に弁護士、公認会計士等を雇用し、監査業務に関する助言を得ることができる。

- ③ 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理については、経理規程に基づく社内手続により適正に処理する。

(9) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ① 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨むとともに、一切の関係を遮断する。
- ② 取引先が反社会的勢力と関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。
- ③ 管理部を反社会的勢力対応部署と位置づけ、情報の一元管理・蓄積を図るとともに、都道府県暴力追放運動推進センター等外部専門機関との連携、情報収集を図れる体制を整備する。

(10) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における内部統制システムの運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役の職務の執行について
「取締役会規則」に基づき、取締役会は月1回、臨時取締役会は必要に応じて開催し、法令又は定款に定められた事項及び重要な業務執行に関する事項について意思決定を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。当事業年度において、取締役会を17回開催いたしました。
- ② 監査役の職務の執行について
当社の監査役会は、社外監査役3名（うち1名は常勤監査役）で構成されております。監査役会は当事業年度において、監査役会を14回開催しており、経営の妥当性、効率性、コンプライアンスに関して幅広く審議検討し、適宜経営に対して助言や提言を行いました。また、常勤監査役は重要な会議に出席し、業務執行の状況を把握することで監査の実効性の向上を図っております。
上記のほか、監査役の職務を補助すべき使用人の設置、監査役への報告義務及び報告者の不利な取扱いの禁止等を規定し、周知することで監査体制強化に努めております。
- ③ コンプライアンス体制について
内部通報窓口を社外監査役及び外部弁護士に設置しております。当事業年度において、内部通報の実績はありませんでした。
- ④ 子会社の管理体制について
子会社の管理につきましては、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の経営上の重要事項に報告を受ける体制となっております。また、当社の取締役、監査役又は使用人を子会社の取締役又は監査役として派遣し、業務の適正の確保を図っております。

~~~~~  
(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(2023年1月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目                | 金 額              | 科 目                      | 金 額              |
|--------------------|------------------|--------------------------|------------------|
| <b>( 資 産 の 部 )</b> |                  | <b>( 負 債 の 部 )</b>       |                  |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>5,988,551</b> | <b>流 動 負 債</b>           | <b>1,902,131</b> |
| 現金及び預金             | 4,841,218        | 買掛金                      | 141,938          |
| 売掛金及び契約資産          | 687,633          | リース債務                    | 207              |
| 有価証券               | 378,245          | 未払法人税等                   | 295,087          |
| 貯蔵品                | 2,797            | 契約負債                     | 999,091          |
| その他                | 80,302           | 賞与引当金                    | 79,133           |
| 貸倒引当金              | △1,646           | その他                      | 386,672          |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>2,036,954</b> | <b>固 定 負 債</b>           | <b>395,462</b>   |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>47,816</b>    | 退職給付に係る負債                | 367,845          |
| 建物                 | 31,511           | リース債務                    | 104              |
| 車両運搬具              | 8,632            | その他                      | 27,512           |
| 工具、器具及び備品          | 7,505            | <b>負 債 合 計</b>           | <b>2,297,594</b> |
| 使用権資産              | 167              | <b>( 純 資 産 の 部 )</b>     |                  |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>345,154</b>   | <b>株 主 資 本</b>           | <b>5,678,260</b> |
| のれん                | 92,208           | 資本金                      | 297,161          |
| ソフトウェア             | 201,803          | 資本剰余金                    | 333,445          |
| ソフトウェア仮勘定          | 50,464           | 利益剰余金                    | 5,048,037        |
| その他                | 677              | 自己株式                     | △384             |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>1,643,983</b> | <b>その他の包括利益累計額</b>       | <b>39,345</b>    |
| 投資有価証券             | 1,119,398        | その他有価証券評価差額金             | 23,836           |
| 繰延税金資産             | 276,487          | 為替換算調整勘定                 | 15,509           |
| その他                | 248,355          | <b>非 支 配 株 主 持 分</b>     | <b>10,304</b>    |
| 貸倒引当金              | △258             | <b>純 資 産 合 計</b>         | <b>5,727,911</b> |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>8,025,505</b> | <b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b> | <b>8,025,505</b> |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連 結 損 益 計 算 書

〔2022年 2月 1日から〕  
〔2023年 1月31日まで〕

(単位：千円)

| 科 目                | 金 額       |
|--------------------|-----------|
| 売上高                | 6,007,080 |
| 売上原価               | 2,774,775 |
| 売上総利益              | 3,232,305 |
| 販売費及び一般管理費         | 1,991,138 |
| 営業利益               | 1,241,167 |
| 営業外収益              |           |
| 受取利息               | 31,495    |
| 有価証券売却益            | 29,149    |
| 保険解約返戻金            | 17,319    |
| 為替差益               | 11,642    |
| その他                | 5,994     |
| 合計                 | 95,600    |
| 営業外費用              |           |
| 支払利息               | 14        |
| 投資事業組合運用損          | 922       |
| その他                | 69        |
| 合計                 | 1,006     |
| 経常利益               | 1,335,761 |
| 特別利益               |           |
| 投資有価証券償還益          | 35,899    |
| 特別損失               |           |
| 減損損失               | 1,571     |
| 投資有価証券評価損          | 37,813    |
| 税金等調整前当期純利益        | 1,332,276 |
| 法人税、住民税及び事業税       | 500,787   |
| 法人税等調整額            | 22,927    |
| 当期純利益              | 808,561   |
| 非支配株主に帰属する当期純損失(△) | △4,079    |
| 親会社株主に帰属する当期純利益    | 812,641   |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

〔2022年2月1日から  
2023年1月31日まで〕

(単位：千円)

|                     | 株主資本    |         |           |      |           |
|---------------------|---------|---------|-----------|------|-----------|
|                     | 資本金     | 資本剰余金   | 利益剰余金     | 自己株式 | 株主資本合計    |
| 当期首残高               | 296,672 | 332,956 | 4,449,727 | △384 | 5,078,973 |
| 会計方針の変更による累積的影響額    | －       | －       | △5,611    | －    | △5,611    |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高   | 296,672 | 332,956 | 4,444,116 | △384 | 5,073,361 |
| 当期変動額               |         |         |           |      |           |
| 新株の発行               | 489     | 489     | －         | －    | 978       |
| 剰余金の配当              | －       | －       | △208,720  | －    | △208,720  |
| 親会社株主に帰属する当期純利益     | －       | －       | 812,641   | －    | 812,641   |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | －       | －       | －         | －    | －         |
| 当期変動額合計             | 489     | 489     | 603,921   | －    | 604,899   |
| 当期末残高               | 297,161 | 333,445 | 5,048,037 | △384 | 5,678,260 |

|                     | その他の包括利益累計額      |              |                   | 非支配株主持分 | 純資産合計     |
|---------------------|------------------|--------------|-------------------|---------|-----------|
|                     | その他有価証券<br>評価差額金 | 為替換算<br>調整勘定 | その他の包括<br>利益累計額合計 |         |           |
| 当期首残高               | 67,958           | 4,390        | 72,349            | 13,726  | 5,165,048 |
| 会計方針の変更による累積的影響額    | －                | －            | －                 | －       | △5,611    |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高   | 67,958           | 4,390        | 72,349            | 13,726  | 5,159,437 |
| 当期変動額               |                  |              |                   |         |           |
| 新株の発行               | －                | －            | －                 | －       | 978       |
| 剰余金の配当              | －                | －            | －                 | －       | △208,720  |
| 親会社株主に帰属する当期純利益     | －                | －            | －                 | －       | 812,641   |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | △44,122          | 11,118       | △33,003           | △3,421  | △36,425   |
| 当期変動額合計             | △44,122          | 11,118       | △33,003           | △3,421  | 568,474   |
| 当期末残高               | 23,836           | 15,509       | 39,345            | 10,304  | 5,727,911 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### (連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

#### 1. 連結の範囲に関する事項

##### (1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

|          |                                                                                 |
|----------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 連結子会社の数  | 4社                                                                              |
| 連結子会社の名称 | 株式会社Pro-SPIRE<br>DELGUI Inc.<br>NEOREKA ASIA Sdn.Bhd.<br>NEO THAI ASIA Co.,Ltd. |

#### 2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ①有価証券

ア. 満期保有目的の債券 …………… 償却原価法（定額法）

###### イ. その他有価証券

市場価格のない株式等 …………… 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 …………… 移動平均法による原価法  
なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

- ②棚卸資産  
貯蔵品 …………… 最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に  
基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

- a. 当社及び国内子会社 …………… 定率法

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

- b. 海外子会社 …………… 定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|           |       |
|-----------|-------|
| 建 物       | 3～50年 |
| 車両運搬具     | 6年    |
| 工具、器具及び備品 | 4～18年 |

② 無形固定資産 …………… 定額法

市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売期間(12か月)における見込販売収益に基づく償却額と販売可能な残存販売可能期間に基づく均等配分額のいずれか大きい額を計上する方法によっております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年以内)による定額法によっております。

③ 使用権資産 …………… リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする  
定額法



### (3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 …………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、破産更生債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 …………… 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度負担額を計上しております。

### (4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

### (5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

#### ① ソフトウェア事業及び海外事業

ソフトウェア事業及び海外事業においては、主にグループウェアdesknet's NEO等のクラウドサービス、ライセンス販売（使用許諾）、サポートサービス、製品カスタマイズ等を行っております。

クラウドサービス、サポートサービスにつきましては、顧客との契約に基づき契約期間にわたりサービスを提供することを履行義務として識別しております。これらの履行義務は時の経過につれて充足されると判断し、顧客との契約において約束された対価の金額を契約期間にわたり収益認識しております。

ライセンス販売につきましては、顧客との契約に基づきライセンスを供与することを履行義務として識別しております。当該履行義務は、ライセンス供与時に充足されると判断し、ライセンス供与時（一時点）に収益認識しております。なお、ライセンス販売にサポートサービスが含まれる場合には、ライセンス販売とサポートサービスを別個の履行義務と識別し、独立販売価格を基礎として取引価格を配分し、ライセンス販売、サポートサービスにかかる収益を別個に認識しております。

製品カスタマイズ等の受託開発につきましては、顧客との契約に基づき、要求される仕様のソフトウェアを提供することを履行義務として識別しております。当該履行義務は、一定期間にわたり充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りは、見積原価総額に占める発生原価の割合によるインプット法で算出しております。なお、進捗度を合理的に見積ることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準により収益を認識しております。

## ②システム開発サービス事業

システム開発サービス事業においては、主に顧客との準委任契約に基づくシステムエンジニアリングサービスを行っております。

顧客との準委任契約に基づくシステムエンジニアリングサービスにつきましては、顧客との契約に基づき、技術者の労働力を提供することを履行義務として識別しております。当該履行義務は、時の経過につれて充足されると判断し、顧客との契約において約束された対価の金額を契約期間にわたり収益認識しております。

なお、当社及び連結子会社の取引に関する支払条件は、通常、短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

## (6) のれんの償却方法及び償却期間

10年間の定額法により償却しております。

## (7) 重要な外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。

## (会計方針の変更に関する注記)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、一部のサポートサービスについて、ライセンス売上(パッケージ製品)に含めて出荷基準を適用し収益を認識しておりましたが、他のサポートサービスと同様に履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しました。

また、従来は製品カスタマイズなどの請負契約に関して、進捗部分について成果の確実性が認められる場合には工事進行基準を、この要件を満たさない請負契約には工事完成基準を適用しておりましたが、当連結会計年度より履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積り方法は、工事原価総額の見積額に対する発生原価の割合(インプット法)で算出しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の合理的な見積りができない工事については、原価回収基準を適用しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は4,260千円増加し、売上原価は1,524千円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ5,784千円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は5,611千円減少しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当連結会計年度より「売掛金及び契約資産」に含めて表示し、「流動負債」に表示していた「前受収益」、「流動負債」に表示していた「その他」に含まれていた「前受金」及び「固定負債」に表示していた「長期前受収益」は、当連結会計年度より「流動負債」の「契約負債」に含めて表示することといたしました。

(時価の算定に関する会計基準の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

当該会計方針の変更により、連結計算書類に与える影響はありません。

### (表示方法の変更に関する注記)

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において「営業外収益」の「その他」に含めておりました「為替差益」(前連結会計年度5,689千円)は、重要性が高まったため、当連結会計年度においては区分掲記しております。

### (会計上の見積りに関する注記)

#### 1. 市場販売目的のソフトウェア

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

|                          |          |
|--------------------------|----------|
| ソフトウェア(市場販売目的のソフトウェア)    | 94,340千円 |
| ソフトウェア仮勘定(市場販売目的のソフトウェア) | 37,828千円 |

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

市場販売目的のソフトウェアの減価償却費は、見込販売期間(12か月)における見込販売収益に基づく償却額と販売可能な残存販売可能期間に基づく均等配分額のいずれか大きい額として算出しております。

ただし、減価償却を実施した後の未償却残高が、翌期以降の見込販売収益の額を超過した場合には、当該超過額は一時の費用又は損失として処理しております。

見込販売収益の見積りは販売計画を基礎としております。販売計画は市場の動向、直近の販売状況及び販売施策等を考慮して設定しており、販売数量の増加を主要な仮定としております。

主要な仮定は、将来の不確実な事業環境の変化により影響を受ける可能性があります。前提とした状況が変化し、見込販売収益が減少した場合には、未償却残高の一時の費用又は損失処理が必要となり、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

**(連結貸借対照表に関する注記)**

有形固定資産の減価償却累計額 176,587千円

**(連結損益計算書に関する注記)**

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

(1) 減損損失を認識した資産

| 場所       | 用途    | 種類        | 減損損失金額<br>(千円) |
|----------|-------|-----------|----------------|
| タイ王国バンコク | 事業用資産 | 工具、器具及び備品 | 709            |
|          |       | ソフトウェア    | 861            |

(2) 減損損失の認識に至った経緯

上記、タイ王国バンコクの資産は、連結子会社であるNEO THAI ASIA Co.,Ltd.が保有する資産であり、同社の営業損失が継続し、減損の兆候が認められたため、将来の回収可能性を検討した結果、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

(3) 資産のグルーピングの方法

資産のグルーピングは、他の資産又は資産グループから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位によって資産のグルーピングを行っております。

(4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、プラスの将来キャッシュ・フローが見込めないことにより、回収可能価額を零と評価しております。

## (連結株主資本等変動計算書に関する注記)

### 1. 発行済株式に関する事項

| 株式の種類   | 当連結会計年度期首  | 増加    | 減少 | 当連結会計年度末   |
|---------|------------|-------|----|------------|
| 普通株式(株) | 14,908,800 | 6,000 | —  | 14,914,800 |

(変動事由の概要)

新株予約権の行使による増加 6,000株

### 2. 自己株式に関する事項

| 株式の種類   | 当連結会計年度期首 | 増加 | 減少 | 当連結会計年度末 |
|---------|-----------|----|----|----------|
| 普通株式(株) | 223       | —  | —  | 223      |

### 3. 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり配当額<br>(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|----------------|-----------------|------------|------------|
| 2022年4月26日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 208,720        | 14.0            | 2022年1月31日 | 2022年4月27日 |

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 決議                   | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|-------|----------------|-----------------|------------|------------|
| 2023年4月27日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 298,291        | 20.0            | 2023年1月31日 | 2023年4月28日 |

(注) 1株当たり配当額には創立30周年記念配当1.0円が含まれております。

### 4. 当連結会計年度の末日における新株予約権の目的となる株式の種類及び数

| 発行年月日      | 目的となる株式の種類 | 目的となる株式の数 |
|------------|------------|-----------|
| 2015年9月29日 | 普通株式       | 34,800株   |

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資を含む必要資金について、営業活動による自己資金及び随時の銀行借入等により調達することとしております。また、一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用することとしており、投機的なデリバティブは一切行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は主に満期保有目的の債券及びその他有価証券として保有している債券（社債）及び外貨建MMFであります。これらは安全性の高い金融商品であります。外貨建MMFは為替変動のリスクに晒されております。債券は、主に市場価格を有する社債で、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスク並びに為替変動のリスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、短期的に決済されるものであります。リース債務は、使用権資産の取得に係るものであり、流動性リスクに晒されております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当該リスクに関しては、取引先ごとに与信管理を徹底し、回収期日や残高を定期的に管理することで、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

##### ②市場リスク(市場価格の変動リスク)の管理

当該リスクに関しては、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握することで減損懸念の早期把握や軽減を図っております。また、外貨建社債の為替リスクにつきましては、定期的に為替変動による影響額をモニタリングしております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

#### (5) 信用リスクの集中

当連結会計年度の連結決算日現在における営業債権のうち31%が大口顧客1社に対するものであります。



## 2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

|               | 連結貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価<br>(千円) | 差額<br>(千円) |
|---------------|--------------------|------------|------------|
| (1) 投資有価証券    |                    |            |            |
| ①満期保有目的の債券    | 110,000            | 103,965    | △6,035     |
| ②その他有価証券      | 920,410            | 920,410    | —          |
| 資産計           | 1,030,410          | 1,024,375  | △6,035     |
| (1) リース債務(※2) | 312                | 310        | △1         |
| 負債計           | 312                | 310        | △1         |

- (※1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「有価証券」、「買掛金」及び「未払法人税等」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (※2) リース債務（流動負債）を含めた残高を記載しております。
- (※3) 市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

| 区分            | 2023年1月31日 |
|---------------|------------|
| 投資事業有限責任組合出資金 | 85,338     |
| 非上場株式         | 0          |
| 合同会社出資金       | 3,648      |

- (※4) 投資事業有限責任組合出資金については、連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資であり、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）第27項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注1) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

|                   | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>10年以内<br>(千円) | 10年超<br>(千円) |
|-------------------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金及び預金            | 4,841,218    | -                   | -                    | -            |
| 売掛金               | 676,355      | -                   | -                    | -            |
| 有価証券及び投資有価証券      |              |                     |                      |              |
| 満期保有目的の債券         |              |                     |                      |              |
| (1) 国債・地方債等       | -            | 10,000              | -                    | -            |
| (2) 社債            | -            | -                   | 100,000              | -            |
| その他有価証券のうち満期があるもの |              |                     |                      |              |
| (1) 社債            | 146,126      | 130,470             | 670,940              | 200,000      |
| 合計                | 5,663,700    | 140,470             | 770,940              | 200,000      |

(注2) リース債務の連結決算日後の返済予定額

|       | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>2年以内<br>(千円) | 2年超<br>3年以内<br>(千円) | 3年超<br>4年以内<br>(千円) | 4年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>(千円) |
|-------|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|
| リース債務 | 207          | 40                  | 43                  | 20                  | -                   | -           |
| 合計    | 207          | 40                  | 43                  | 20                  | -                   | -           |

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

|          |                                                                                                                                |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| レベル1の時価： | 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価                                                       |
| レベル2の時価： | 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価                                                                     |
| レベル3の時価： | 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価<br>時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。 |

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

| 区分                         | 時価 (千円) |         |      |         |
|----------------------------|---------|---------|------|---------|
|                            | レベル1    | レベル2    | レベル3 | 合計      |
| 投資有価証券<br>其他有価証券<br>(1) 社債 | —       | 920,410 | —    | 920,410 |
| 資産計                        | —       | 920,410 | —    | 920,410 |

(注) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日) 第26項に従い、経過措置を適用した投資信託については、上記表には含めておりません。投資信託の連結貸借対照表計上額は85,338千円であります。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

| 区分                                           | 時価 (千円) |         |      |         |
|----------------------------------------------|---------|---------|------|---------|
|                                              | レベル1    | レベル2    | レベル3 | 合計      |
| 投資有価証券<br>満期保有目的の債券<br>(1) 国債・地方債等<br>(2) 社債 | —       | 9,965   | —    | 9,965   |
| 資産計                                          | —       | 103,965 | —    | 103,965 |
| リース債務                                        | —       | 310     | —    | 310     |
| 負債計                                          | —       | 310     | —    | 310     |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明  
投資有価証券

投資有価証券(債券)の時価については取引金融機関から提示された時価情報によっております。当社が保有している債権は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

リース債務

元利金の合計額を同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

|               | 報告セグメント   |              |       | 合計        |
|---------------|-----------|--------------|-------|-----------|
|               | ソフトウェア事業  | システム開発サービス事業 | 海外事業  |           |
| ストック収益 (注1)   | 3,445,595 | 1,683,145    | 4,790 | 5,133,531 |
| フロー収益 (注2)    | 764,377   | 104,139      | 5,031 | 873,549   |
| 顧客との契約から生じる収益 | 4,209,972 | 1,787,284    | 9,822 | 6,007,080 |
| 外部顧客への売上高     | 4,209,972 | 1,787,284    | 9,822 | 6,007,080 |

(注) 1. ストック収益の主な内容は、以下のとおりであります。

| セグメント         | 主な内容                                                                      | 収益認識時点 |
|---------------|---------------------------------------------------------------------------|--------|
| ソフトウェア事業、海外事業 | クラウドサービス提供による利用料、パッケージソフトのサポートサービス料、ASPライセンス料等の収益                         | 一定の期間  |
| システム開発サービス事業  | 同一の取引先に対して、各決算期末の直前12か月以上継続して売上を計上している準委任契約、派遣契約（契約更新により12か月以上のもを含む）による収益 | 一定の期間  |

2. フロー収益の主な内容は、以下のとおりであります。

| セグメント         | 主な内容                                            | 収益認識時点 |
|---------------|-------------------------------------------------|--------|
| ソフトウェア事業、海外事業 | パッケージ製品のライセンス料の収益                               | 一時点    |
|               | 製品カスタマイズなど請負契約、製品インストール作業・データ移行作業・教育等の役務作業による収益 | 一定の期間  |
| システム開発サービス事業  | ストック収益に該当しない準委任契約、派遣契約及び請負契約による収益               | 一定の期間  |

## 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解する基礎となる情報は、連結注記表「(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記) 4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

## 3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

### (1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

|               | 当連結会計年度 |         |
|---------------|---------|---------|
|               | 期首残高    | 期末残高    |
| 顧客との契約から生じた債権 | 662,933 | 676,355 |
| 契約資産          | 6,002   | 11,277  |
| 契約負債          | 878,850 | 999,091 |

契約資産は、主に製品カスタマイズなど受注制作のソフトウェアにかかる契約から生じる未請求の対価であります。契約資産は、対価に対する当社グループの権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、主にクラウドサービス、サポートサービスにかかる顧客からの前受金に関連するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は604,146千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

|         | 当連結会計年度 |
|---------|---------|
| 1年以内    | 707,851 |
| 1年超2年以内 | 122,547 |
| 2年超3年以内 | 93,843  |
| 3年超     | 74,848  |
| 合計      | 999,091 |

(1 株当たり情報に関する注記)

- 1 株当たり純資産額 383円36銭
- 2 株当たり当期純利益 54円50銭

## (重要な後発事象に関する注記)

### (自己株式の取得)

当社は、2023年3月13日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議いたしました。

#### 1. 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上を図るとともに経営環境に応じた機動的な資本政策の遂行を図るため、自己株式の取得を行うものであります。

#### 2. 取得に係る事項の内容

|                |                                 |
|----------------|---------------------------------|
| (1) 取得対象株式の種類  | 当社普通株式                          |
| (2) 取得し得る株式の総数 | 100,000株 (上限)                   |
|                | (発行済株式総数 (自己株式を除く) に対する割合0.67%) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 100,000,000円 (上限)               |
| (4) 取得期間       | 2023年3月14日～2023年5月31日           |
| (5) 取得方法       | 取引一任契約に基づく東京証券取引所における市場買付       |



# 貸借対照表

(2023年1月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目                | 金 額              | 科 目                      | 金 額              |
|--------------------|------------------|--------------------------|------------------|
| <b>( 資 産 の 部 )</b> |                  | <b>( 負 債 の 部 )</b>       |                  |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>5,008,850</b> | <b>流 動 負 債</b>           | <b>1,748,542</b> |
| 現金及び預金             | 4,074,921        | 買掛金                      | 55,026           |
| 売掛金及び契約資産          | 493,156          | 未払金                      | 266,603          |
| 有価証券               | 378,245          | 未払費用                     | 21,244           |
| 貯蔵品                | 2,651            | 未払法人税等                   | 266,865          |
| 前渡金                | 140              | 契約負債                     | 998,352          |
| 前払費用               | 37,428           | 預り金                      | 3,626            |
| その他                | 22,785           | 賞与引当金                    | 79,133           |
| 貸倒引当金              | △479             | その他                      | 57,690           |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>2,312,539</b> | <b>固 定 負 債</b>           | <b>164,817</b>   |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>44,349</b>    | 退職給付引当金                  | 156,697          |
| 建物                 | 31,011           | 関係会社投資損失引当金              | 8,119            |
| 車両運搬具              | 8,632            |                          |                  |
| 工具、器具及び備品          | 4,705            | <b>負 債 合 計</b>           | <b>1,913,359</b> |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>241,177</b>   | <b>( 純 資 産 の 部 )</b>     |                  |
| ソフトウェア             | 190,034          | <b>株 主 資 本</b>           | <b>5,384,194</b> |
| ソフトウェア仮勘定          | 50,464           | 資本金                      | 297,161          |
| その他                | 677              | 資本剰余金                    | 333,445          |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>2,027,012</b> | 資本準備金                    | 287,161          |
| 投資有価証券             | 1,019,398        | その他資本剰余金                 | 46,284           |
| 関係会社株式             | 574,204          | <b>利 益 剰 余 金</b>         | <b>4,753,971</b> |
| 関係会社長期貸付金          | 39,800           | その他利益剰余金                 | 4,753,971        |
| 破産更生債権等            | 258              | 繰越利益剰余金                  | 4,753,971        |
| 長期前払費用             | 8,184            | <b>自 己 株 式</b>           | <b>△384</b>      |
| 繰延税金資産             | 199,844          | 評価・換算差額等                 | 23,836           |
| その他                | 225,382          | その他有価証券評価差額金             | 23,836           |
| 貸倒引当金              | △40,058          | <b>純 資 産 合 計</b>         | <b>5,408,030</b> |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>7,321,389</b> | <b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b> | <b>7,321,389</b> |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

〔2022年2月1日から  
2023年1月31日まで〕

(単位：千円)

| 科 目            | 金 額     |           |
|----------------|---------|-----------|
| 売上高            |         | 4,212,421 |
| 売上原価           |         | 1,305,881 |
| 売上総利益          |         | 2,906,540 |
| 販売費及び一般管理費     |         | 1,677,075 |
| 営業利益           |         | 1,229,464 |
| 営業外収益          |         |           |
| 受取利息           | 515     |           |
| 有価証券利息         | 28,896  |           |
| 有価証券売却益        | 29,149  |           |
| 保険解約戻金         | 17,319  |           |
| 為替差益           | 11,538  |           |
| その他            | 1,407   | 88,825    |
| 営業外費用          |         |           |
| 貸倒引当金繰入額       | 39,800  |           |
| 投資事業組合運用損      | 922     |           |
| その他            | 41      | 40,763    |
| 経常利益           |         | 1,277,527 |
| 特別利益           |         |           |
| 投資有価証券償還益      | 35,899  | 35,899    |
| 特別損失           |         |           |
| 投資有価証券評価損      | 37,813  |           |
| 関係会社株式評価損      | 81,668  |           |
| 関係会社投資損失引当金繰入額 | 8,119   | 127,601   |
| 税引前当期純利益       |         | 1,185,825 |
| 法人税、住民税及び事業税   | 453,682 |           |
| 法人税等調整額        | 38,101  | 491,784   |
| 当期純利益          |         | 694,041   |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

〔2022年2月1日から  
2023年1月31日まで〕

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本 |           |                |              |                                    |              |
|-------------------------|---------|-----------|----------------|--------------|------------------------------------|--------------|
|                         | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |                |              | 利 益 剰 余 金                          |              |
|                         |         | 資本準備金     | そ の 他<br>資本剰余金 | 資本剰余金<br>合 計 | そ の 他<br>利益剰余金<br>繰 越 利 益<br>剰 余 金 | 利益剰余金<br>合 計 |
| 当期首残高                   | 296,672 | 286,672   | 46,284         | 332,956      | 4,274,261                          | 4,274,261    |
| 会計方針の変更による累積的影響額        | -       | -         | -              | -            | △5,611                             | △5,611       |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高       | 296,672 | 286,672   | 46,284         | 332,956      | 4,268,649                          | 4,268,649    |
| 当期変動額                   |         |           |                |              |                                    |              |
| 新株の発行                   | 489     | 489       | -              | 489          | -                                  | -            |
| 剰余金の配当                  | -       | -         | -              | -            | △208,720                           | △208,720     |
| 当期純利益                   | -       | -         | -              | -            | 694,041                            | 694,041      |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額） | -       | -         | -              | -            | -                                  | -            |
| 当期変動額合計                 | 489     | 489       | -              | 489          | 485,321                            | 485,321      |
| 当期末残高                   | 297,161 | 287,161   | 46,284         | 333,445      | 4,753,971                          | 4,753,971    |

|                         | 株主資本 |           | 評価・換算差額等         |                        | 純資産合計     |
|-------------------------|------|-----------|------------------|------------------------|-----------|
|                         | 自己株式 | 株主資本合計    | その他有価証券<br>評価差額金 | 評 価 ・ 換 算<br>差 額 等 合 計 |           |
| 当期首残高                   | △384 | 4,903,506 | 67,958           | 67,958                 | 4,971,465 |
| 会計方針の変更による累積的影響額        | -    | △5,611    | -                | -                      | △5,611    |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高       | △384 | 4,897,894 | 67,958           | 67,958                 | 4,965,853 |
| 当期変動額                   |      |           |                  |                        |           |
| 新株の発行                   | -    | 978       | -                | -                      | 978       |
| 剰余金の配当                  | -    | △208,720  | -                | -                      | △208,720  |
| 当期純利益                   | -    | 694,041   | -                | -                      | 694,041   |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額） | -    | -         | △44,122          | △44,122                | △44,122   |
| 当期変動額合計                 | -    | 486,299   | △44,122          | △44,122                | 442,177   |
| 当期末残高                   | △384 | 5,384,194 | 23,836           | 23,836                 | 5,408,030 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 個別注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券

①満期保有目的の債券 : 償却原価法 (定額法)

②子会社株式 : 移動平均法による原価法を採用しております。

#### ③その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの : 決算期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) を採用しております。

市場価格のない株式等 : 移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資 (金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの) については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

#### (2) 棚卸資産

貯蔵品 : 最終仕入原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法) を採用しております。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 : 定率法 (ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法) を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|           |       |
|-----------|-------|
| 建物        | 3～50年 |
| 車両運搬具     | 6年    |
| 工具、器具及び備品 | 4～15年 |

(2) 無形固定資産 定額法によっております。

① 市場販売目的のソフトウェア

見込販売期間（12か月）における見込販売収益に基づく償却額と販売可能な残存販売可能期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を計上する方法によっております。

② 自社利用のソフトウェア

見込利用可能期間（5年以内）に基づく定額法によっております。

### 3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金 : 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、破産更生債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金 : 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。
- (3) 退職給付引当金 : 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- (4) 関係会社投資  
損失引当金 : 関係会社への投資に対する損失に備えるため、投資先の財政状態等を勘案し損失見積額を計上しております。

### 4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は、主にグループウェアdesknet's NEO等のクラウドサービス、ライセンス販売（使用許諾）、サポートサービス、製品カスタマイズ等を行っております。

クラウドサービス、サポートサービスにつきましては、顧客との契約に基づき契約期間にわたりサービスを提供することを履行義務として識別しております。これらの履行義務は時の経過につれて充足されると判断し、顧客との契約において約束された対価の金額を契約期間にわたり収益認識しております。

ライセンス販売につきましては、顧客との契約に基づきライセンスを供与することを履行義務として識別しております。当該履行義務は、ライセンス供与時に充足されると判断し、ライセンス供与時（一時点）に収益認識しております。なお、ライセンス販売にサポートサービスが含まれる場合には、ライセンス販売とサポートサービスを別個の履行義務と識別し、独立販売価格を基礎として取引価格を配分し、ライセンス販売、サポートサービスにかかる収益を別個に認識しております。

製品カスタマイズ等の受託開発につきましては、顧客との契約に基づき、要求される仕様のソフトウェアを提供することを履行義務として識別しております。当該履行義務は、一定期間にわたり充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りは、見積原価総額に占める発生原価の割合によるインプット法で算出しております。なお、進捗度を合理的に見積ることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準により収益を認識しております。

#### 5. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。

#### (会計方針の変更に関する注記)

##### (収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、一部のサポートサービスについて、ライセンス売上(パッケージ製品)に含めて出荷基準を適用し収益を認識しておりましたが、他のサポートサービスと同様に履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しました。

また、従来は製品カスタマイズなどの請負契約に関して、進捗部分について成果の確実性が認められる場合には工事進行基準を、この要件を満たさない請負契約には工事完成基準を適用しておりましたが、当事業年度より履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積り方法は、工事原価総額の見積額に対する発生原価の割合(インプット法)で算出しております。なお、履

行義務の充足に係る進捗度の合理的な見積りができない工事については、原価回収基準を適用しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の売上高は4,469千円増加し、売上原価は1,524千円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ5,994千円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は5,611千円減少しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当事業年度より「売掛金及び契約資産」に含めて表示し、「流動負債」に表示していた「前受金」、「前受収益」及び「固定負債」に表示していた「長期前受収益」は、当事業年度より「流動負債」の「契約負債」に含めて表示することといたしました。

#### (時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、計算書類に与える影響はありません。

#### (表示方法の変更に関する注記)

##### (損益計算書関係)

前事業年度において「営業外収益」の「その他」に含めておりました「為替差益」(前事業年度5,534千円)は、重要性が高まったため、当事業年度においては区分掲記していません。



## (会計上の見積りに関する注記)

### 1. 市場販売目的のソフトウェア

#### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

|                          |          |
|--------------------------|----------|
| ソフトウェア（市場販売目的のソフトウェア）    | 94,340千円 |
| ソフトウェア仮勘定（市場販売目的のソフトウェア） | 37,828千円 |

#### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表（会計上の見積りに関する注記）に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

### 2. 非上場株式等の評価

#### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

|                |           |
|----------------|-----------|
| 投資有価証券（非上場株式等） | 3,648千円   |
| 投資有価証券評価損      | 37,813千円  |
| 関係会社株式（非上場株式等） | 574,204千円 |
| 関係会社株式評価損      | 81,668千円  |

#### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

非上場株式等の評価については、当該株式等の実質価額が取得原価と比べて50%程度以上低下した場合に、株式等の実質価額が著しく低下したと判断し、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、減損処理を行うこととしております。超過収益力を加味して取得した非上場株式等については、実質価額に当該超過収益力を反映しております。

取得時の超過収益力の毀損の有無は、投資先の事業計画の実現可能性、計画と実績の乖離状況、売上高成長率等を総合的に勘案して判断しております。

投資先の事業計画と実績に乖離等が生じ超過収益力の毀損が認められた場合には、減損処理が必要となり、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

**(貸借対照表に関する注記)**

1. 有形固定資産の減価償却累計額 161,666千円

2. 関係会社に対する金銭債権債務

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりであります。

|        |         |
|--------|---------|
| 短期金銭債権 | 2,729千円 |
| 短期金銭債務 | 3,668千円 |

**(損益計算書に関する注記)**

関係会社との取引高

(1) 営業取引による取引高

|     |         |
|-----|---------|
| 売上高 | 2,387千円 |
|-----|---------|

|      |          |
|------|----------|
| 売上原価 | 20,743千円 |
|------|----------|

|            |          |
|------------|----------|
| 販売費及び一般管理費 | 22,322千円 |
|------------|----------|

|                |       |
|----------------|-------|
| (2) 営業取引以外の取引高 | 493千円 |
|----------------|-------|

### (株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式に関する事項

| 株式の種類   | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|---------|---------|----|----|--------|
| 普通株式(株) | 223     | —  | —  | 223    |

### (税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

|          |            |
|----------|------------|
| 未払事業税    | 14,436千円   |
| 賞与引当金    | 23,740千円   |
| 貸倒引当金    | 12,161千円   |
| 未払費用     | 3,523千円    |
| 退職給付引当金  | 47,009千円   |
| 減価償却超過額  | 81,890千円   |
| ソフトウェア   | 37,419千円   |
| 敷金       | 10,715千円   |
| 投資有価証券   | 69,205千円   |
| 関係会社株式   | 31,566千円   |
| その他      | 3,521千円    |
| 繰延税金資産小計 | 335,190千円  |
| 評価性引当額   | △125,130千円 |
| 繰延税金資産合計 | 210,059千円  |

繰延税金負債

|              |           |
|--------------|-----------|
| その他有価証券評価差額金 | △10,215千円 |
| 繰延税金負債合計     | △10,215千円 |
| 繰延税金資産純額     | 199,844千円 |

### (関連当事者との取引に関する注記)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

**(1 株当たり情報に関する注記)**

|               |         |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 362円60銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 46円55銭  |

**(重要な後発事象に関する注記)**

連結注記表「(重要な後発事象に関する注記)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2023年3月17日

株式会社ネオジャパン  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 森本 泰行  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 瀧浦 晶平

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ネオジャパンの2022年2月1日から2023年1月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ネオジャパン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2023年3月17日

株式会社ネオジャパン  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 森本 泰行  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 瀧浦 晶平

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ネオジャパンの2022年2月1日から2023年1月31日までの第31期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。



#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書

### 監査報告書

当監査役会は、2022年2月1日から2023年1月31日までの第31期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、主に本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

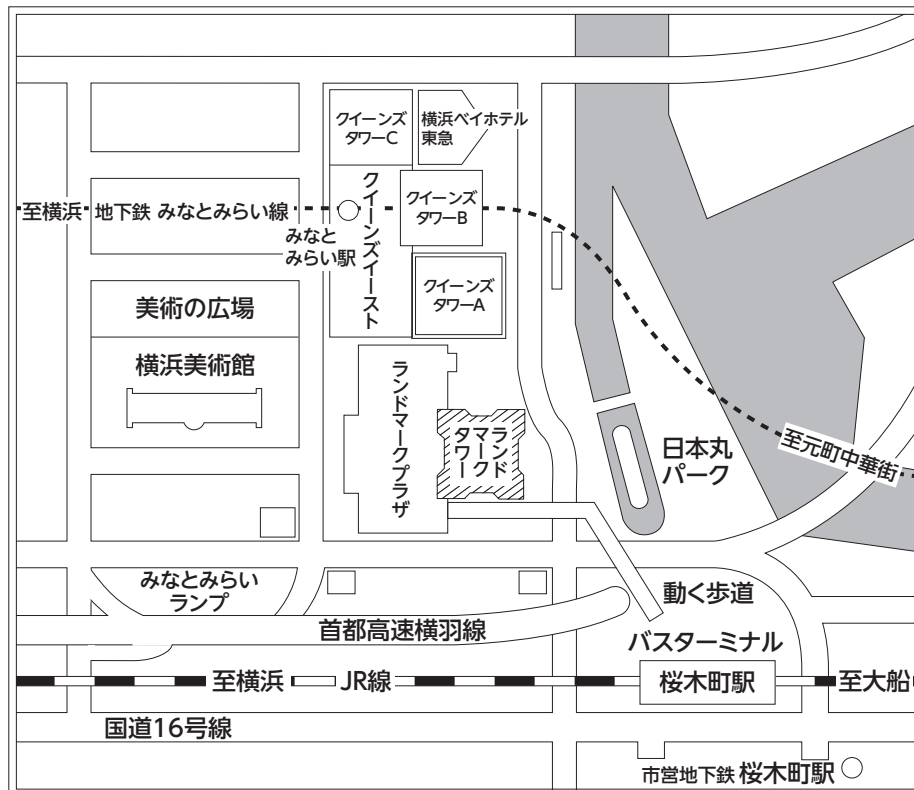
2023年3月22日

株式会社ネオジャパン 監査役会

|              |         |   |
|--------------|---------|---|
| 常勤監査役（社外監査役） | 梅 園 雅 彦 | ㊟ |
| 社外監査役        | 藤 井 正 夫 | ㊟ |
| 社外監査役        | 岩 崎 俊 男 | ㊟ |

以 上

# 株主総会会場ご案内図



会場：神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号

横浜ランドマークタワー25階 バンケットルームB

交通：桜木町駅（JR線・横浜市営地下鉄）から動く歩道で徒歩約5分

みなとみらい駅（みなとみらい線）ランドマークタワー・クイーンズ  
スクエア方面改札口 徒歩約5分

※なお、駐車場の準備はいたしておりませんので、あしからずご了承ください  
ますようお願い申し上げます。

UD  
FONT

見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。